

意見書

国土交通省近畿地方整備局

河川部長 谷本 光司 殿

平成 20 年 6 月 9 日

NPO 法人 伊賀・水と緑の会

理事長 森本 博

公正なる対応と公聴意見の反映、施策の転換について

河川管理者の委員会意見について、「再提示を求める権限はない」「改めて作り直す性格のものではない」「再提示することは考えておりません」また時間や経費がないため委員会の打ち切りを、示唆して恫喝的な姿勢を示すにおいては、公共事業施行者としての使命を理解しているものとは考えられない。また一部の地域でのダム建設促進同盟決起集会に参加して「ダム建設事業の実現に向けて努力する」との発言は、公人としての公正に欠ける。「水利の転用は、利水者が判断すべき」においては、水資源管理者としての責任意識がなく。第 78 回委員会資料 関係市町村長への文章はなにを意味するのか「各ダムの必要性、緊急性について、委員会のみならず関係住民、関係自治体の長の皆様にたいしてさらにわかりやすい説明を行いご理解を得たいと考えています」としているが、各ダムの必要性、緊急性などのダムを前提とした説明がいまさら必要か。単にダム推進者の同意応援を得るための独善的な手段にすぎず著しく公正を欠き流域委員会をぼうとくしている。河川管理者は、「原案提示から約 8 ヶ月の間、20 回の委員会 80 時間に及ぶ審議、2000 ページの説明資料、1500 件の質問に回答するなど誠心誠意対応してきた。」と自負しているが、あきらかにダムを前提とした視野の狭い従来仕法を頑迷固陋に主張している。いま河川管理者に求められるのは、姑息な方法での揚げ足取りや言い訳をすることではなく、関係住民、関係自治体の長から徴集した意見をまとめて、委員会原案意見と共に速やかに協議して検討結果を河川整備計画に反映させることにある。これまでの長期間本件に多くの人々が参画した莫大なエネルギーを徒労に終わらせてはならないその努力が見えない。

いま河川管理者は、この整備計画策定期間こそ従来仕法のダムに貯める治水から脱却し、河川監理する責務と使命の重大を自覚して、現在および子々孫々にいたる大局的観点で河川管理行政についてのビジョンを示して、現在から未来まで真に国民へ公正に安心安全を提供するあらたな治水・利水、環境保全のための施策の転換が求められている。よって治水、利水、環境保全に対する施策の転換を求める提言をする。

治水の考え方の転換 <貯めるから流すへ> 提言 0806m&m

原案で建設するとされている川上ダムは、当初から上野地区の浸水対策として、「川上ダム＋遊水地＋河道掘削」を1セットで行なう必要があるとの説明を受けたことにより、地元ではやむをえず受け入れるとしてきた。

しかし、長期にわたる流域委員会での議論検討を重ねるにおいて提示された原案ならびに国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所での資料では、上野地区の浸水については現在事業中の“4 遊水地完成後には氾濫は解消される”と公表されている。上野地区の浸水対策には川上ダムの貯留効果を求めている。

一方で河川管理者は「一部の地域の犠牲を前提として、その他の地域の安全が確保されるものではない」と整備計画策定にあたっての基本的な考え方を示している。原案での上下流のバランス云々において、下流の危険箇所が未対策のために流下流量を制限して、川上ダムに貯留容量を見込み下流の安全を確保するとしているのは、上記基本的な考え方とは相反する。

原案での川上ダム計画では、下流の危険箇所を対策完成までの暫定貯留施設であって、完成後に岩倉峡狭窄部の一部分を開削すれば川上ダムは無用の長物となる。

河川管理者は、「岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備状況を考慮して関係機関と連携しその実施時期を明確にする」と記述している。しかし、下流の安全確保すなわち、河道の整備・危険箇所の解消こそが河川整備計画の根幹ともいえるべき最も重要な施策ではないか。この施策が明記されずに先送りされている河川整備計画は信頼できない。

近年に見られる、異常気象、地球規模的な気象変動また突発的な天変地異に対し、万全の対策は不可能であるとしても、ダムによる治水対策は“器に水をためる”までの、狭量な範囲の対策である、“器の水はあふれる”ことを意識しなければならない。<あふれた水は速やかに排出する> を前提としたより信頼性が高く長期的に安全を確保しうる施策を河川整備計画の根幹と位置づけ、この機会に早急にまとめることが重要であり河川管理者の使命である。

提示され原案での、治水対策においては未来永劫“貯留施設＝ダム”を造り続けねばならない。河川管理者は時間が無いなどとぼけて国民を無視することなく流域委員会ともども河道の整備を最優先に取り組むべきであると提言する。

利水 < 互換性のある水資源の総合管理 > 提言 0806m & m

原案では「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減し、生物の生息、育成環境に対して負荷を与えることにつながるため、関係機関との連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す」としているが、現実には多くの人々や企業はすでに努力をしており、いまさらの押し付け施策は実現性が疑問視される。むしろ河川管理者側での水資源監理の姿勢に改善の余地がある。

人為的な河川の改修とダムによる水利を操作することが最も大きな環境への負荷となっている。この認識がまったくない。

近年の社会情勢や環境意識の浸透および水系での地理的条件などから、ダムによる水源の増量は不可能に近いと考えられるにおいて、第 78 回委員会における河川管理者の発言「水源の転用は、利水者が判断すべき」はなにゆえ水系の監理が一元的に国すなわち国土交通省にまかされているのか理解していない。

水系流域での市町村の社会・生活環境整備は同時進行ではなく。しかもその整備状況はいま地域格差が生じ社会問題視されている。そのような状況下において、豊かな財源にて多大な水利権を得ている先進都市が様々な情勢の変化から、1 日約 300 万トンにおよぶ水余りがあって未利用のまま捨てられている。と云う事実において、また一方では財政不安を抱える後進市町村の水利を求めるとして、新規ダムを水源として高額の施設費、管理費を負担しなければ水利の供給は出来ないとする河川管理者の姿勢は余りにも無策である。

先進都市であっても後進市町村であっても、国民はすべて平等で公平に安全な命の水を受益する権利がある。

ここに、河川監理行政の即応性、柔軟性に対応する姿勢の欠如がある。河川管理者は国の行政機関として河川の水利でもって水源の提供と一元的監理を行う責任ある立場でありその責務と体質の見直しが必要である。

今後は、貯留施設・ダムによる水源の増量は不可能であると見据えると、現状の水源はまさに「かぎりある水資源」となる。そのかぎりある水資源を未来に向けてどの様に効率的に運用するかが河川監理行政の最重要課題である。現行の水利権保有形態と運用において既得水資源の余りが放棄されるにいたつて、一元的に管理し互換性と即応性、柔軟な運用を行なことが出来る水系全体の水利総合管理の法整備と運用指針のとりまとめがもっとも急務であると提言する。

水源環境の整備と保全 <源流は誰が守る>—提言 0806m&m

○ 河川整備基本方針

水源から河口域まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたって目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

○ 原案 3.5.5 上下流連携

上流山間部の水源地域は、治水、利水、環境面において、流域全体の健全な水環境を支えてきた。しかし、山間地域の過疎化が急激に進行することで、森林の荒廃等により土砂の流出増や、ひいては、水源機能の低下が懸念される。下流域においては、これから水源地域を持続的に健全な状態に保っておくためにも、水源域を意識し、流域圏という視点が不可欠である。

○ 整備計画策定にあたっての基本的な考え方

本計画の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）とする。

木津川の源流域は伊賀地方にあります、当地での源流域の荒廃は急激にすすんでいます、一刻もはやく水源機能の保持対策を急ぐ必要にある。河川管理者には現状認識と危機感が欠落している。それは、整備指定区間がダムとその関係する部分域に限定しており、そのほかの源流域の大部分を整備指定区間外として地方自治体に押し付けていることにある。伊賀地方のそのほかの整備指定区間外は、全般にわたって土石流危険渓谷であり急傾斜崩落危険箇所にあつて、また一級河川であっても河川の整備は自治体に押し付けているからである、これらの整備改修には莫大な財源を要する。

財源状況の厳しい三重県・伊賀市では格差是正における社会・生活環境整備を優先して取り組まなければならない、この事態において水源域の環境整備は財源の確保から施策の施行は実質実行不可能である。

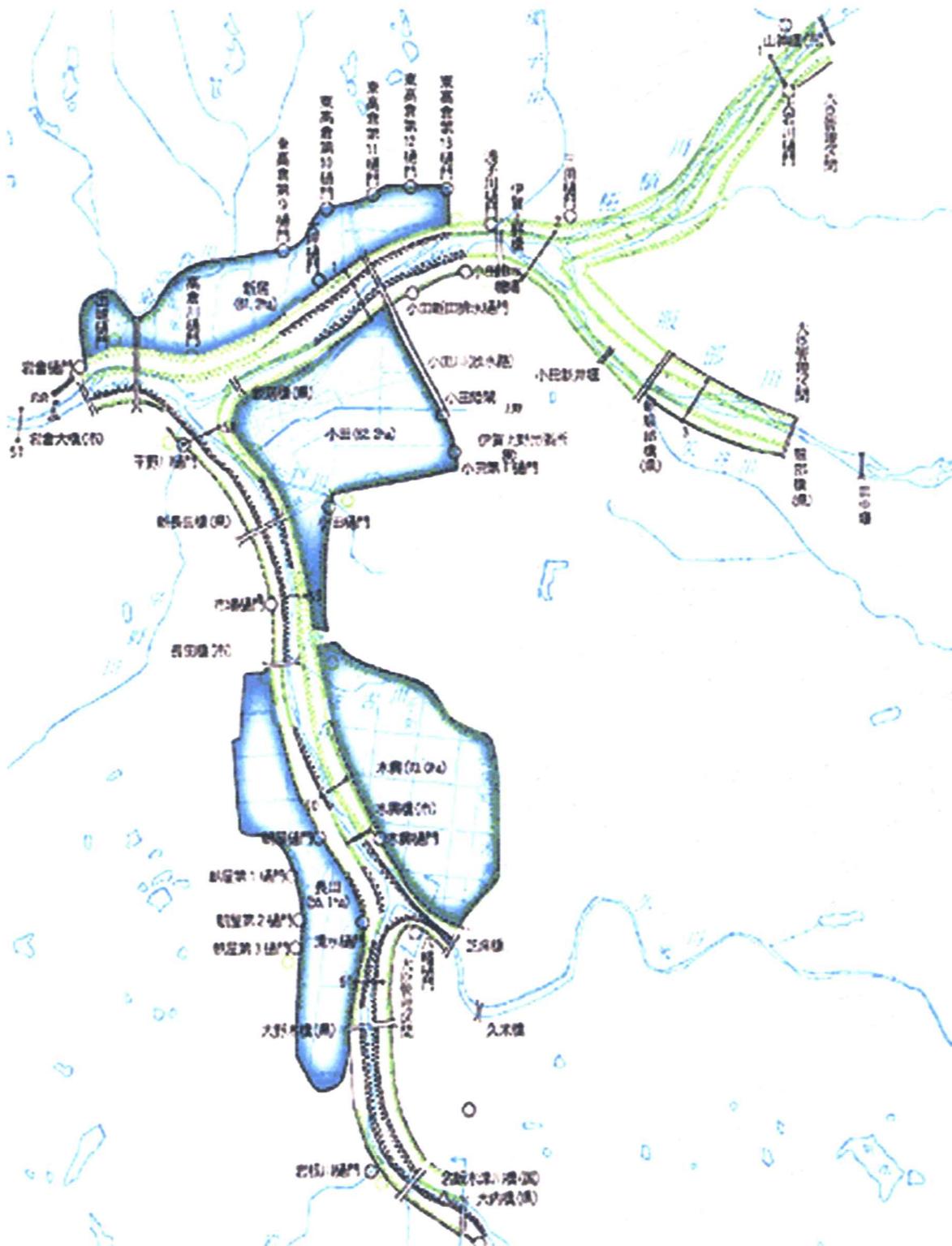
河川の水利すなわち源流の水は、河川管理者の監理のもとで淀川水系流域下の2府4県にわたって多数の市町村が命の水の恩恵を享受しているところである。その命の水を守るために単なる地理的な位置から一地方自治体に負担を求めるのは、短絡にして“受益者の公平な負担”の原則に反している。

水利を一元的に監理する河川管理者が主導して、源流域の荒廃と対策の緊急性を認識して保全と維持のための、未来に引き継げる水源域の環境整備 <水源涵養の森> 構想をとりまとめて、流域市町村と連携協調を図り、源流域の保存と施策推進のための法整備や財源を確保するための措置を整備することが急務であると提言する。

上野遊水地事業

遊水地完成後の湛水域

4 遊水地が完成すると上野地区の氾濫を防止できます。

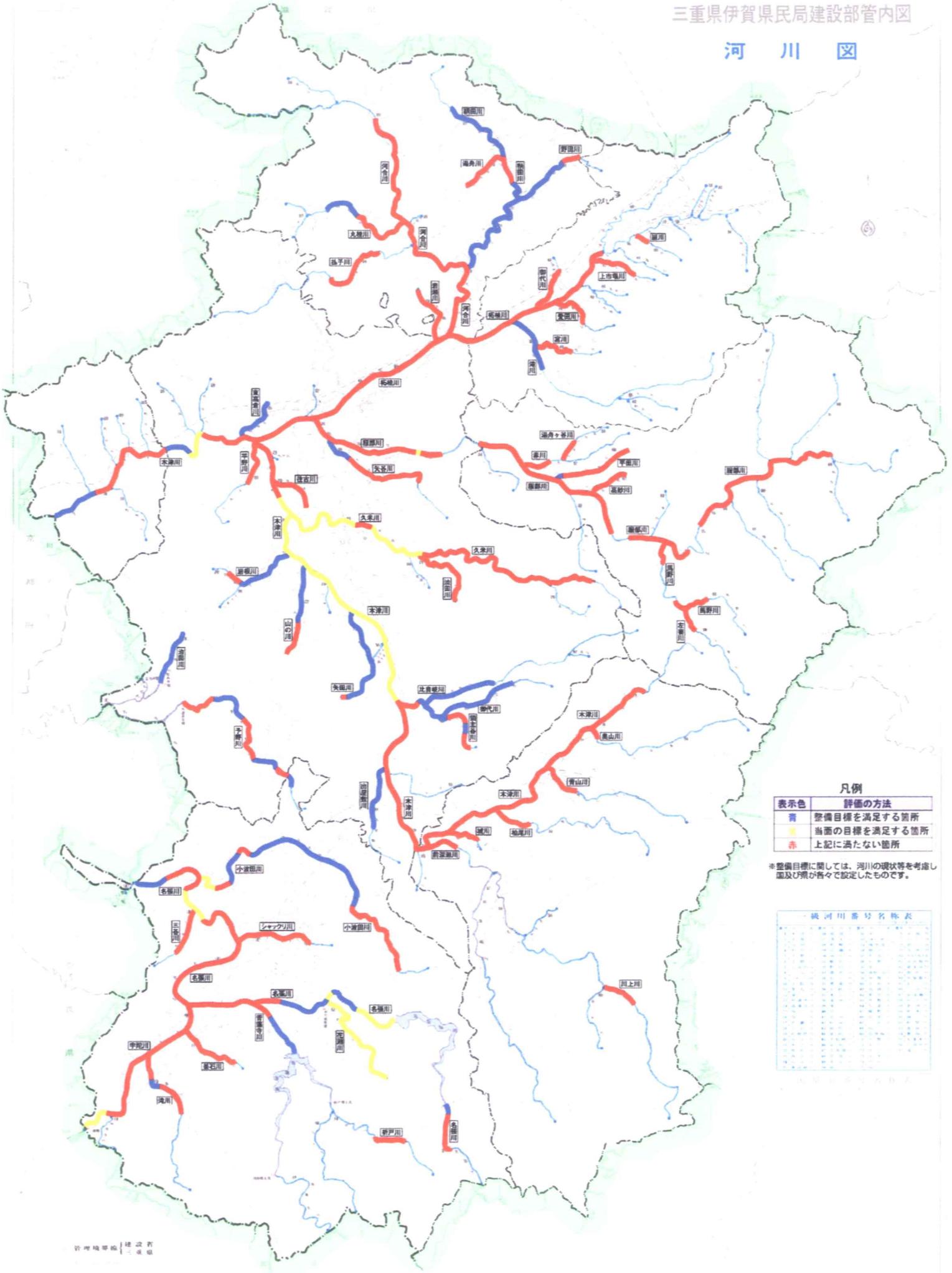


本図は 2007 年 10 月 8 日

木津川上流河川事務所のホームページに掲載されたものです。

三重県伊賀県民局建設部管内図

河川図



凡例

表示色	評価の方法
青	整備目標を満足する箇所
黄	当面の目標を満足する箇所
赤	上記に満たない箇所

*整備目標に関しては、河川の現状等を考慮し
国及び県が各々で設定したものです。

一級河川番号名称表

河川番号	河川名称
1	阿良川
2	黒川
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...
51	...
52	...
53	...
54	...
55	...
56	...
57	...
58	...
59	...
60	...
61	...
62	...
63	...
64	...
65	...
66	...
67	...
68	...
69	...
70	...
71	...
72	...
73	...
74	...
75	...
76	...
77	...
78	...
79	...
80	...
81	...
82	...
83	...
84	...
85	...
86	...
87	...
88	...
89	...
90	...
91	...
92	...
93	...
94	...
95	...
96	...
97	...
98	...
99	...
100	...